

## 大阪府監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年5月19日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	和田	秋夫
同	中川	隆弘

### 委員意見に対する措置

（中央図書館の運営のあり方について）

監査対象機関名	中央図書館	
監査実施年月日	平成23年11月15日、同24年1月13日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>府立中央図書館は、府直営の業務実施、業務委託、行政財産使用許可など様々な手法を組み合わせて運営されている。その運営について、以下の諸点の検討を行われたい。</p> <p>(1) 整合性をもった一体的運営のために、図書館機能、ホール、会議室、軽食・喫茶室、自動販売機、施設管理業務など図書館運営全般について指定管理者制度の導入を検討されたい。 一方、現在実施されている市場化テストによる業務委託（平成22～24年度）を継続する場合には、委託業務の「対象外範囲」と「対象範囲」の区分の面で改善すべき点はないかについて、分析・検証されたい。</p> <p>(2) 特にホール、会議室の運営については、利用率が3割程度にとどまっている状況であり、委託費等の支出が貸出収入を上回っている状況であることから、民間ノウハウの活用を図るため、利用料金制による指定管理者制度の導入等を検討されたい。</p>	<p>（図書館運営全般に係る検討結果について）</p> <p>府立図書館の運営については、大阪府立図書館協議会及び大阪版市場化テスト対象業務モニタリング審議会等の意見を踏まえ、様々な検討を重ねてきた。</p> <p>その結果、中央図書館のホールや会議室等の運営を含む施設管理業務等について、平成27年度から、民間のノウハウや人材を活用し効率的・効果的な図書館運営を図ることを目的に指定管理者制度を導入することとし、平成26年2月定例大阪府議会において条例案が可決された。</p> <p>また、現在実施している市場化テストによる定型業務の委託については、継続実施することとし、平成27年度からの第二期公募に向けた作業を進める。</p> <p>（軽食・喫茶室、自動販売機について） 措置報告済</p>

(3) 軽食・喫茶室、自動販売機については、現在、公募を行わずに行政財産使用許可事業者を選定しているが、府の公募実施方針を踏まえ、公募化を検討されたい。